

令和8年2月13日

オープンカウンター方式による見積依頼

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名：令和8年度中国四国防衛局電力供給契約（岩国防衛事務所）
- (2) 仕様等：詳細は仕様書のとおり
- (3) 履行期間及び場所：詳細は仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、中国地域又は四国地域の競争参加資格を有するものであること。なお、統一資格を有しない場合は、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第5条(3)の規定を満たす者であること。
- (3) その他、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第5条(4)から(6)に示すものであること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30

中国四国防衛局総務部会計課（担当：会計係）

電話：082-223-7134

FAX：082-223-8102

MAIL：kaikei-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
公表日から令和8年2月27日（金）まで
土曜日、日曜及び祝日を除く午前9時30分から午後5時00分までとする。
- (2) 交付場所
上記3及び中国四国防衛局ホームページ
<https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類
「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送等により行うものとする。

(3) 提出期限

公表日から令和8年2月27日(金)午後5時00分まで

(4) 提出場所

上記3のとおり

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出方法

見積書の提出にあたっては、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第6条第6項の規定に基づくほか、FAXまたは電子メールによる提出も可とする。

また、当該件名に係る見積書の提出にあたっては、見積内訳書に内訳金額を記載のうえ、見積書に添付して提出しなければならない。

なお、当該件名に係る見積書については別添の様式により、見積内訳書については任意の様式により、それぞれ提出しなければならない。

(2) 提出期限

郵送等による場合：令和8年2月27日(金)午後5時00分必着

持参による場合：令和8年2月27日(金)午後5時00分まで

※郵送等による場合とは、郵送、FAX、メールをいう。

(3) 提出場所

上記3のとおり

7 見積合わせの日時

令和8年3月2日(月)午前11時00分

8 見積書の記載金額

契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を見積書に記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定により決定した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手とする。

10 その他

(1) 本件に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立することを条件とし、本予算が成立しなかった場合、予算が成立し予算示達がなされた日以降を契約締結日とする。また、暫定予算となった場合、当該期間分の契

約とすることがある。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 契約書等の作成の要否については、以下のとおり。

ア 契約書 要

イ 請書 否

(4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(5) 適用する契約条項（別添のとおり）

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（中小企業信用保険法第2条第

1項に規定する中小企業である場合）

(6) 詳細は、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

以 上

仕様書

1. 概要

- (1) 件名：令和8年度中国四国防衛局電力供給契約（電灯）（岩国防衛事務所）
- (2) 需要場所：山口県岩国市中津町2-15-7
- (3) 業種及び用途：官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式：交流単相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧）：100V
- ③ 計量電圧（標準電圧）：100V
- ④ 標準周波数：60Hz
- ⑤ 受電方式：ループ受電方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無：無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力：無
- ② 予定使用電力量：12,836kWh

月別の予定使用電力量は別紙のとおり。ただし、予定使用電力量が増減しても異議は申し立てないものとする。

(3) 使用期間

令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置：有
- ② 電力会社の検針方法：遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成：電力需給用複合計器

(5) 需給地点

中国電力株式会社の引込線と中国四国防衛局岩国防衛事務所の電源側との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3. その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は無い。
- (2) 非常用自家発電設備を有していない。

- (3) 30kWの太陽光発電設備を有していない。
- (4) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、中国管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (5) 見積価格の算定にあたっては、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (6) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量(電灯)

岩国防衛事務所

(単位:KWh)

年 月	予定使用電力量
令和8年 4月	1,067
令和8年 5月	1,118
令和8年 6月	1,064
令和8年 7月	1,180
令和8年 8月	998
令和8年 9月	1,096
令和8年10月	1,068
令和8年11月	938
令和8年12月	1,147
令和9年 1月	1,105
令和9年 2月	1,009
令和9年 3月	1,046

仕様書

1. 概要

- (1) 件名：令和8年度中国四国防衛局電力供給契約（動力）（岩国防衛事務所）
- (2) 需要場所：山口県岩国市中津町2-15-7
- (3) 業種及び用途：官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式：交流三相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧）：200V
- ③ 計量電圧（標準電圧）：200V
- ④ 標準周波数：60Hz
- ⑤ 受電方式：ループ受電方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無：無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力：14kW
- ② 予定使用電力量：5,905kWh

月別の予定使用電力量は別紙のとおり。ただし、予定使用電力量が増減しても異議は申し立てないものとする。

(3) 使用期間

令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置：有
- ② 電力会社の検針方法：遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成：電力需給用複合計器

(5) 需給地点

中国電力株式会社の引込線と中国四国防衛局岩国防衛事務所の電源側との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3. その他

- (1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置していることから、使用期間中は90%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は無い。

- (3) 非常用自家発電設備を有していない。
- (4) 30kWの太陽光発電設備を有していない。
- (5) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、中国管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (6) 見積価格の算定にあたっては、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量(動力)

岩国防衛事務所

(単位:KWh)

年 月	予定使用電力量
令和8年 4月	134
令和8年 5月	154
令和8年 6月	460
令和8年 7月	886
令和8年 8月	704
令和8年 9月	580
令和8年10月	274
令和8年11月	254
令和8年12月	525
令和9年 1月	797
令和9年 2月	744
令和9年 3月	393

令和 年 月 日

見 積 書

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長 深和 岳人 殿

住 所 :
社 名 :
代表者氏名 :

件名 : 令和 8 年度中国四国防衛局電力供給契約 (岩国防衛事務所)

見積金額 : ¥

(内訳書は別紙のとおり)

注 : 金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者及び受注者は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 発注者は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、受注者が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 受注者は、発注者から求めがあった場合、受注者の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当

する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する

代金)の10パーセントの金額を受注者から違約金として徴収するものとする。

- 4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

発注者及び受注者は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約書第3条の規定にかかわらず、受注者が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、受注者が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、受注者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、発注者に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、発注者が、前渡資金から受注者に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により受注者が譲渡することのできる売掛債権は、受注者が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、受注者が反対給付の履行を完了していることを発注者が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 受注者は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に発注者からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 受注者は、発注者に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 発注者は、受注者からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(発注者の権利及び利益)

第6条 発注者及び受注者は、受注者の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき発注者が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲受人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類○○○○
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

債権譲渡承諾書

〇〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者：

住 所：
譲受人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者：

住 所：
譲受人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官
（又は分任支出負担行為担当官）

確認日付欄

（お問い合わせ先）
担当：
電話：

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲受人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【準確定契約及び概算契約の場合は記述】、かつ、○年○月○日に契約金額が確定しました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

○○^{フリガナ}銀行○○^{フリガナ}支店・口座の種類○○○○
口座人名義○○^{フリガナ}・口座番号○○○○

注：本通知書は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。